

武蔵野市住民投票制度に関する 有識者懇談会

第6回（令和6年1月11日）

資料1 [投票運動]

1 投票運動

論点

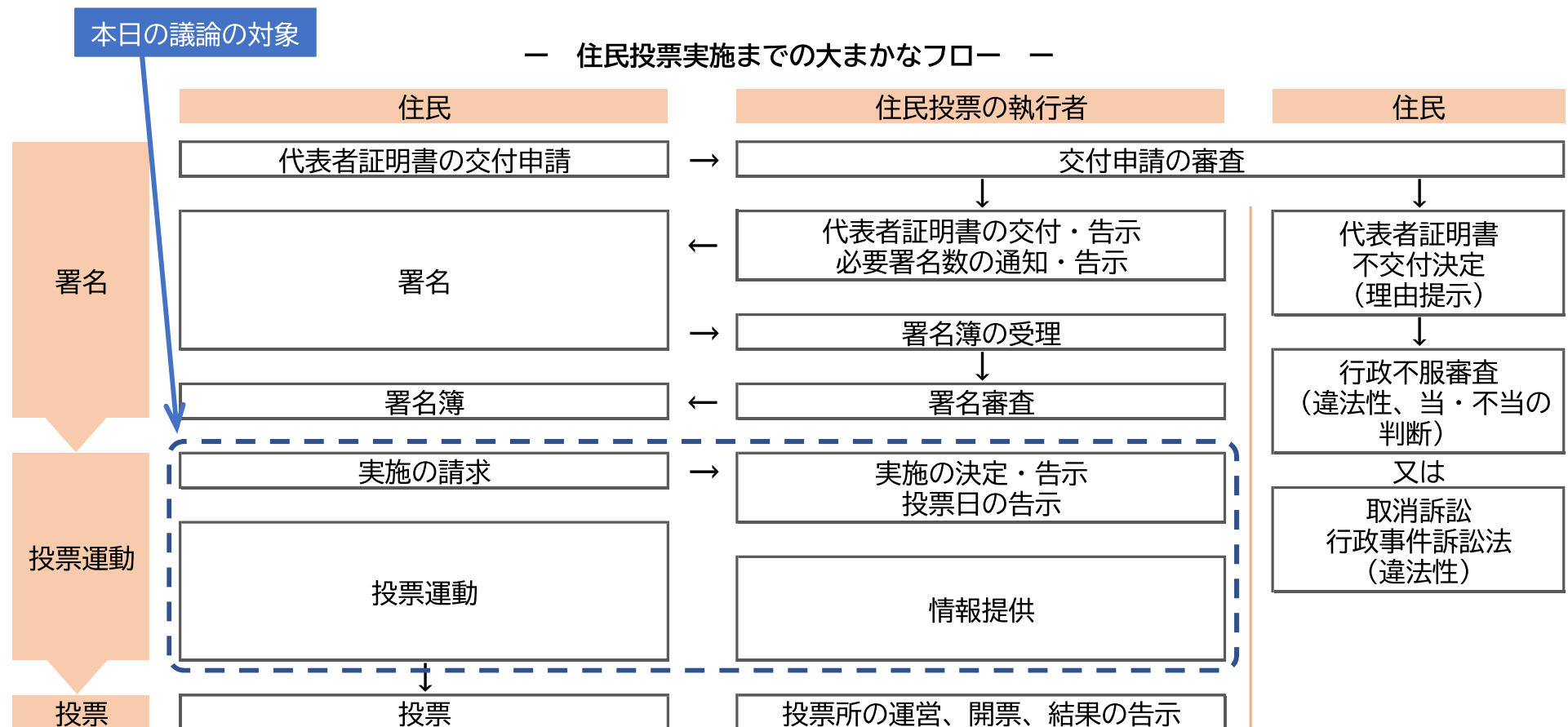
① 投票運動に対する規制の水準についてどう考えるか、専門家のご意見を伺いたい。

- a. 選挙、解職・解散請求に係る住民投票と同水準
- b. 合併協議会設置、大都市特別区設置に関する住民投票と同水準
- c. 国民投票と同水準
- d. その他（aとbの間、bとcの間）

- 【1】 住民投票実施までの大まかなフロー・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 【2】 自治基本条例第19条・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
- 【3】 令和3年度住民投票条例案（廃案）・・・・・・・・ p6
- 【4】 投票運動（※署名活動ではない）に対する規制の規定例・・・・ p7

1 投票運動

【1】住民投票実施までの大まかなフロー



1 投票運動

【2】自治基本条例第19条

自治基本条例第19条

第3章 参加と協働

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

付則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

1 投票運動

【3】令和3年度住民投票条例案（廃案）

令和3年度住民投票条例案（廃案）

（住民投票運動における禁止事項）

第26条 住民投票運動（付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）は、買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、又は規則で定める市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

2 第20条の投票管理者及び第28条の開票管理者は、在職中、住民投票運動をすることができない。

3 第23条の不在者投票を管理する者は、当該不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。

4 選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。

5 武蔵野市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間は、住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）が、当該住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

1 投票運動

【4】投票運動（※署名活動ではない）に対する規制の規定例

- ①リーディング・ケースの規定と比較すると、
住民の平穏な生活環境の侵害を追加して規定する例が多い（76団体中43団体）。
- ②「**住民の平穏な生活環境の侵害**」を具体的に規定する例は2団体（いずれも規則）。

高浜市住民投票条例（平成14年7月9日条例第33号）

（投票運動）

第22条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

占冠村住民投票条例（平成29年3月13日条例第1号）

（住民投票運動）

第15条 住民投票に関する投票運動（以下「住民投票運動」という。）は、自由にこれを行うことができる。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は村民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、在職中、住民投票運動を行ってはならない。

（1）第17条第3項に規定する投票管理者及び第21条第3項に規定する開票管理者

（2）地方自治法第180条の2の規定により村長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された占冠村選挙管理委員会の委員及び職員

占冠村住民投票条例施行規則（平成29年3月31日規則第13号）

（村民の平穏な生活環境が侵害される行為）

第16条 条例第15条第1項ただし書に規定する村民の平穏な生活環境が侵害される行為は、次に掲げるものとする。

（1）午後6時から午前9時までの間にする街頭演説及び連呼行為

（2）学校、診療所その他の療養施設の周辺において静穏を乱す街頭演説及び連呼行為

（3）自動車を連ね、又は隊列を組んで往来する等によって氣勢を張る行為

（4）前各号に掲げるもののほか村長が不相当と認める行為